

「未来につなぐ相続登記」促進プロジェクト

金沢地方法務局 & 石川県司法書士会 & 石川県土地家屋調査士会

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

- 土地や建物の現在の登記名義人を確認する
- 戸籍謄本を収集して法定相続人を確認する
- 公正証書遺言がある場合、それを利用して登記申請をする
- 自筆証書遺言がある場合、検認申立書を作成して、家庭裁判所に提出する
- 法的に有効な遺言がない場合、相続人全員で誰がどの不動産を相続するかを決め、その結果をまとめた書類（遺産分割協議書）を作成する
- 相続人の中に認知症の人や行方不明の人がいる場合、成年後見人や不在者財産管理人の選任申立書を作成して、家庭裁判所に提出する
- 登記申請書を作成し、添付書類を整えて、管轄の法務局に提出する
- 登記完了後に登記識別情報通知書や登記事項証明書などを受領する



相続人又は相続人から依頼を受けた土地家屋調査士がすること

- 遺産分割の内容により、必要に応じて土地の分筆登記を申請する
- 土地の現状と登記上の地目が異なる場合、地目変更登記を申請する
- 登記していない建物（未登記建物）などは、建物表題登記を申請する
- 登記した建物がすでに存在しない場合は、建物滅失登記を申請する



法務局がすること

- 登記申請書の受付
- 書類を審査して必要に応じて補正を促す（補正できない場合は取下げ又は却下決定）
- 登記官が登記を実行する
- 登記識別情報通知書等を作成する



石川県司法書士会

総合相談センター
「へるぷねっといしかわ」 相談無料
面接相談予約: **076-291-7070**
(金沢地区 水曜日 18:00~20:00)
電話相談専用: **076-292-8133**
(平日10:00~16:00受付)

石川県土地家屋調査士会

土地の境界・不動産の表示に関する
登記の無料相談(随時受付)
電話相談受付: **076-291-1020**
(平日10:00~16:00受付)